

## VI 健康管理に関する事項

### 1. 健康管理実施要領

#### 1) 目的

この要領は学則第 30 条および細則第 15 条に基づき、学生の健康管理に関する必要な事項を定める。

#### 2) 校医および健康管理責任者

校医は学校運営会議構成員の医師のなかから校長が委託する。

校医は大学校における保健管理に関する専門的な事項の指導、助言を行う。

健康管理責任者は学校長がこれにあたり、校医と密接な連携をとり、学生の健康管理に努める。

健康管理の実際は、教員のなかから健康管理者を 1 名選出し、その役割を担う。

#### 3) 健康診断

学生の定期健康診断は年 1 回実施する。

健康診断の検査項目は、学校保健安全法施行規則第 6 条（検査の項目）の要領に基づき、校医と協議の上、必要な項目を定め実施する。

必要とされる項目を学生全員または、一部の学生に実施する。

#### 4) 健康診断事後措置

健康診断の結果は学生に通知するとともに、健康管理者によって適切な指導を行う

健康診断個人票は学生本人と大学校がそれぞれ保管する。

健康診断個人票は 5 年間保管する。

#### 5) 感染症予防

感染症予防のために必要な予防接種や抗体価検査について必要な費用は学生個人負担とする。

#### 6) 心理相談

学校には学校カウンセラーを置く。

学校カウンセラーは、学生の健康状態を把握しメンタルヘルスを支援する。

#### 7) 出席停止（登校禁止）

学校は感染症の発生に対して学校保健安全法に基づいて対応する。

学校保健安全法に定める感染症に罹患、もしくは罹患の恐れがあると判断する場合は、その理由を明確にして、学校長が出席停止（登校停止）を命ずる。

学生は上記感染症に罹患した場合、もしくは罹患の恐れがある場合は、速やかに受診し、診断結果を報告しなければならない。

出席停止（登校禁止）の者が登校しようとする場合は、原則として大学校所定の様式に基づいた医師による登校の許可証（登校許可証）（様式 5 - 1）を提出しなければならない。

出席停止（登校禁止）についての出席管理・学習保障は履修要領に定める。

#### 8) 実習中の感染症による事故

実習の中で発生した感染症による事故については、実習要項の感染事故・事故等の対応マニュアルに則って手続きを行う。

#### 9) 健康教育

看護学を学ぶ学生として自己の健康管理が行えるように、機会をとらえて健康教育を実施する。

#### 附則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## 学生健康管理実施要領を運用するための内規

(専) 京都中央看護保健大学校学則第30条及び細則第15条に基づき規定されている健康管理実施要領について、学生の健康管理の円滑な運用を目的に、補完する必要な事項を内規として定める。

### 1 「2）校医および健康管理責任者」に関する付則

健康管理者は看護学科、看護保健学科の学科長が、各々の学科の教員の中から1名を選出する。

### 2 「3）健康診断」に関する付則

学生の定期健康診断の費用は年1回に限り大学校が負担する。

### 3 「4）健康診断後措置」に関する付則

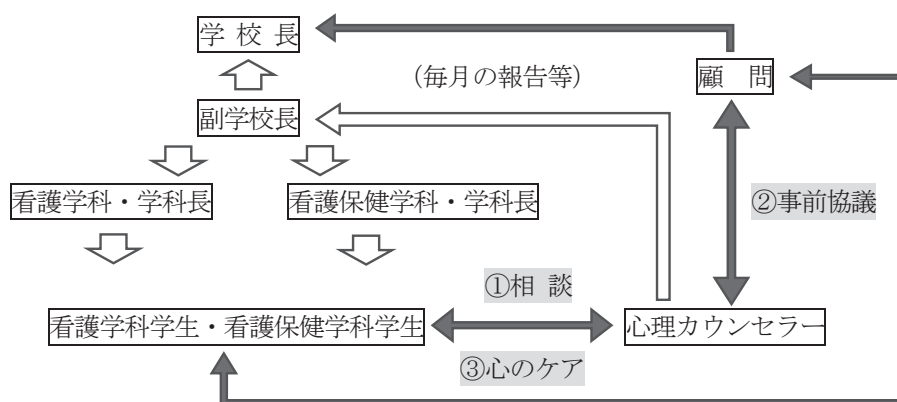
健康管理者は学生に行った指導の結果を学科長に報告しなければならない。

### 4 「6）心理相談（心のケア）」に関する付則

令和2年からの新型コロナウイルス感染症が学生の心理に大きな影響を及ぼす状況の中でもあり、心のケアを行う学校カウンセラーは相談件数、状況等を副学校長に毎月の報告するものとする。

また、特にGHQの結果等、心のケアに関して、大学校に報告の必要がある相談事例については、学校カウンセラーは顧問と最善の学生ケアを事前協議する。

協議結果に基づき、学校カウンセラーと顧問は学生の心のケアにあたる。



通常、学生の了解を得て保護者等に連絡し方向性を話し合っているが、特に緊急を要す場合、解決の糸口が見いだせない場合等は、学生の了解なく保護者等に連絡するものとする。

大学校内で対応した結果、学生のために外部専門家の意見が必要と考えられる場合は、別途嘱託する嘱託医の助言を求める。

### 5 施行日

この内規は令和4年4月1日から施行する。